

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 国家戦略特別区域法施行令の一部改正（第一条関係）

一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の第三十条第四項で定める法律の規定は、法第十二条第四項の規定等とする。
（国家戦略特別区域法施行令第五条関係）

二 指定試験機関の指定については、申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとする。
（国家戦略特別区域法施行令第七条第二項関係）

三 指定試験機関の指定については、都道府県知事は申請者が、法人以外の者であるときは、指定試験機関の指定をしてはならないとすること。
（国家戦略特別区域法施行令第七条第三項関係）

四 法第十六条の五第一項の政令で定める作業は、農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業等とすること。
（国家戦略特別区域法施行令第十九条関係）

五 法第十六条の五第一項の政令で定める要件は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること等とすること。

（国家戦略特別区域法施行令第二十条関係）

六 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、法第十六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること等とすること。

（国家戦略特別区域法施行令第二十一条関係）

七 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること等とすること。

（国家戦略特別区域法施行令第二十三条関係）

八 その他所要の改正を行うものとする。

第二 次の関係政令の規定の整備をするものとする。（第二条から第九条まで関係）

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）

- 三 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）
- 四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）
- 五 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第 号）
- 六 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）
- 七 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）
- 八 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）
- 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）
- 十 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）
- 十一 総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）

第三 附則

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十

九年九月二十二日) から施行するものとする。 (附則関係)